



南インドにおけるダウリー習慣と家庭内暴力：女性自助組織への参加はダウリーと家庭内暴力との関係をどのように変えたか

佐藤, 希
島村, 靖治

(Citation)

国民経済雑誌, 219(6):35-52

(Issue Date)

2019-06-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/E0041818>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0041818>



南インドにおけるダウリー習慣と家庭内暴力

——女性自助組織への参加はダウリーと
家庭内暴力との関係をどのように変えたか——

佐 藤 希
島 村 靖 治

国民経済雑誌 第219巻 第6号 抜刷

2019年6月

南インドにおけるダウリー習慣と家庭内暴力

——女性自助組織への参加はダウリーと
家庭内暴力との関係をどのように変えたか——

佐藤 希^a
島村 靖 治^b

本研究は、インド、アーンドラ・プラデーシュ（AP）州においてダウリーの支払い額と家庭内暴力の頻度との関係を検証している。また、AP州で女性のエンパワーメントを目的として、2000年から推進された女性自助組織活動への参加と家庭内暴力の頻度との関係についても検証を行った。分析より、2004年まではダウリーの額と家庭内暴力の頻度の間に、統計的に有意な負の関係が確認された。十分な額のダウリーが支払われなかった場合、より高い頻度で妻は夫から暴力の被害を受けていたことになる。他方、成熟した女性自助組織への参加は、女性への本格的な融資活動が始まる2004年までは夫からの暴力行為を抑制していたが、女性への融資活動が始まると夫から妻への暴力行為を増加させている。2006年以降、自助組織活動への参加を通じて妻が外部の金融機関から借入できるようになり、そうした状況が夫と妻の関係により支配的な影響を与えるようになったと考えられる。

キーワード インド、ダウリー、家庭内暴力、女性自助組織、
マイクロ・ファイナンス

1 研究の背景

先進国、途上国を問わず、婚姻時の資産の授受は多くの国や地域で、社会・文化的な慣習として行われている。そして、婚姻時の資産移転は、花婿の家族から花嫁の家族への資産移転（ブライド・プライス）と、花嫁の家族から花婿の家族への資産移転（ダウリー）の2つに大別される（Anderson 2007）。本研究が対象とするインドでは、社会・文化的な慣習として、全土で主にダウリーが行われている¹⁾。こうしたダウリーの支払いはしばしば花嫁の家族にとって多大な金銭的負担となり、ダウリーの支払いにより生活が困窮してしまう事例も多

a 神戸大学大学院国際協力研究科，nsato@ruby.kobe-u.ac.jp（責任著者）

b 神戸大学大学院国際協力研究科，yshima@harbor.kobe-u.ac.jp

数報告されている (Rao 1993, Bhat & Halli 1999)。インドではこのような事例が多発し、ダウリーに対して国内外から厳しい批判が集中した。そのため、インド政府は1961年にダウリー禁止法 (Dowry Prohibition Act) を制定・施行し、ダウリーの授受を名目上禁止した。しかしながら、その実効性は極めて薄く、現実には未だに多くの地域でダウリーの授受が行われており、その根絶からは程遠いのが実情である (松井 1987, Srinivasan 2005²⁾)。

更に、より深刻な問題は、ダウリーが家庭内暴力の問題と密接な関係にあるとされていることである。インドでは、女性に対する暴力の問題が大きな社会問題となっている。なかでも、ダウリーが関係した暴力の問題は近年、深刻さを増している (Das 2015)。インド政府の発表によると、ダウリーが関係して亡くなったとされる女性の数は、2014年に約34,000人にも上る (National Crime Records Bureau 2014)。このような状況を打開すべく、2005年には家庭内暴力の被害、犠牲になった女性を救済するための法律である Protection of Women from Domestic Violence Act (PWDVA) がインド政府によって制定された。この法律によって、インドでは家庭内暴力が法的な問題として広く人々に認識されるようになった (Srinivasan & Bedi 2007)。しかしながら、この法律の施行により問題が解決の方向に向かっているかどうかは、疑わしい状況が続いている。

加えて、ダウリーの授受と家庭内暴力との関係については、必ずしも統一した見解があるわけではない。例えば、謝 (1990) や竹中 (2002) は花嫁側が十分なダウリーを支度できない場合、婚姻後、花嫁が花婿や花婿の家族から冷酷な扱いを受ける事例や、最悪の場合には死に追いやられる事件、所謂ダウリー殺人の事例を紹介している。このような事態を回避するために、花嫁側は花婿側に十分な額のダウリーを支払わなければならない状況が存在すると推察される。他方、Bloch & Rao (2002) は、婚姻時に女性の家族が大きな負担を抱えダウリーを支払っても、花嫁の生家に多額の資産がある場合、花嫁が嫁ぎ先で夫やその家族から暴力行為を受ける可能性があることを指摘している。これは、婚姻時に資産を提供しても、婚姻後、暴力行為を脅しに使い繰り返し資産を要求され、やがて現実の暴力行為へと発展してしまうといった事例である。このように、ダウリーと家庭内暴力との関係については、既存研究の間でも様々な議論のあるところである (謝 1990, 竹中 2002, Bloch & Rao 2002, Srinivasan & Lee 2004, Srinivasan 2005, Srinivasan & Bedi 2007)。そのため、更なる研究の蓄積が求められている。

なお、前述したような社会的、経済的に困難な問題を抱えているインドの女性の状況を打開するために、1980年代より女性を対象とした開発プログラムが行われてきている。それらの開発プログラムでは女性自助組織の形成が推奨され、女性グループによる活動が奨励されてきた。自助組織とは低所得層の女性が自分自身の抱える社会・経済的な問題を解決するために共に協力しあうためのグループである。その活動の中で女性達は、グループとして定期

的に会合を持ち、教育や健康などの問題に対する啓発活動やスキル・トレーニングを行う。そして更に、グループ内での貯蓄や融資、外部の金融機関からの融資を利用した新たな所得創出活動を行うことなどが推奨された。こうした政府の取り組みの結果として、女性自助組織の数は徐々に増加し、特に1990年代の終わりからは、女性自助組織の数は急速に増加した。

こうした動きと並行して、女性の自助組織活動の貧困削減効果や女性のエンパワーメント効果についての学術的な研究が多数行われてきている (Puhazhendi & Satyasai 2000, Puhazhendi & Badatya 2002, Tankha 2012)。なかでも、佐藤・島村 (2017) は女性自助組織への参加が家庭内暴力の頻度に与える影響について分析を行っている。男性優位社会で女性のエンパワーメントが進むことは家父長制など伝統的な社会的価値観に対する挑戦とも受けとられかねず、女性への暴力行為を誘発してしまうことにもなりかねない。彼らの研究では、女性の自助組織への参加はその初期段階においては家庭内暴力を抑制する効果があったものの、長期的な参加は家庭内暴力の頻度の増加を引き起こしていることを示している。そして、こうした傾向は、ダウリーを支払わずに結婚した家計よりも、ダウリーを支払って結婚した家計の間でより顕著であったことを明らかにしている。しかしながら、彼らの研究では、女性自助組織活動への参加後、ダウリーの支払い額と家庭内暴力の関係がどのように変化したかについては検証していない。そこで本研究では、アーンドラ・プラデーシュ (AP) 州農村部で収集したデータを用い、最初にダウリーの支払いに関連する要因分析を行っていく。その後、ダウリーの支払い額が家庭内暴力の頻度に与える影響について検証を行う。そして最後に、2000年より AP 州で推進されている女性の自助組織活動への参加がダウリーと家庭内暴力との関係にどのような変化をもたらしたかについても明らかにしていく。

2 インドにおけるダウリー

2.1 ダウリーの歴史

インドには、ダウリーに関して長い歴史がある。ダウリーの起源は、ヒन्दゥー教徒の日常生活の規範を記した『マヌ法典』に記載されている。元来、インドにおいてダウリーは北インドの一部の上位カーストに付随した慣習とされていた。一部の上位カーストはカースト内での「上昇婚」を慣習としており、非常に特権的な地位にあった。³⁾そして、下位カーストにその模倣を許さないことで自身の地位を保っていた。一方で、主に下位カースト集団や貧困層は、ブライド・プライスを慣習としていた。ブライド・プライスは、新郎側親族が結婚時に新婦側親族に与える現金、サリー、宝石などわずかな資産の移転を意味していた (小林 2012)。Srinivas (1984) は経済的な視点から、下位カーストでブライド・プライスが主流だった理由として、下位カーストの女性は家計に対して経済的に貢献していたため、嫁ぎ先である男性の家族は、女性の生家における労働力の損失を補償するため、ブライド・プ

イスを支払うことが主流であったと説明している。一方、上位カーストの女性は、家計に対して経済的な貢献が極めて限定的であり、嫁ぎ先である男性の家族は女性を経済的な負担であると認識していたため、上位カーストではダウリーが行われていた。現在、ダウリーは北インドの上位カーストだけでなく、インド全域そしてすべてのカースト、またヒन्दゥ教徒だけでなく、キリスト教徒やイスラム教徒を含むすべての宗教の間で実践されている⁴⁾(Ifeka 1989, Stone & James 1995)。

本研究が対象としている南インドでは上位カーストを含む、全てのカーストでブライド・ブライスが行われていた (Srinivas 1989)。しかしながら、都市部の教育を受けた上位カーストによるダウリーの実践を機に、1920年から1970年にかけて、下位カーストにも急速にダウリーの実践が広まった。そして、現在は全てのカーストで、ダウリーが実践されている (Epstein 1973, Caldwell et al. 1983, Bradford 1985, Rao 1993)。南インドにおいて、ダウリーの実践は、形式的に現金や贈り物の授受を花嫁の家族と花婿の家族の間で行う自発的なものとして見なされていた。しかし最近では、ダウリーは多額の現金や貴金属そして消費財の所有権の移転まで含むものと理解されている (Kapadia 1993, Srinivasan 2005)。また、南インドでダウリーが慣習化された背景にはいくつかの要因がある。例えば、家格を上げるために新郎側親族がダウリーを要求していないにもかかわらずダウリーを支払う事例や嫁ぎ先での「安全」を確保するために娘が親にダウリーを要求する事例が挙げられる (Srinivasan 2005)。これらに加えて、南インドでもダウリーを伴う上昇婚が普及したことで、人々は結婚を通じて社会的地位を誇示することを模索し始めた (Osella & Osella 2000)。

ダウリーの実践が広がっていることに加え、近年、金額自体も高額化しており、ダウリーが女性の家族にとって、ますます大きな負担になっているという指摘もある (Rao 1993, Bhat & Halli 1999)。ダウリーの高額化を促している要因として、松井 (1987) や小林 (2012) は、近代化や経済開発によって消費文化がインドを覆うようになり、物質主義的価値観が広まったことを挙げている。加えて、Caldwell et al. (1983) や Billig (1992) は、インドでは男性の結婚年齢のほうが女性の結婚年齢より高いこと、更に死亡率が下がり、人口成長が続いていることによって、結婚適齢期の男女の割合は女性のほうが大きくなり、「結婚市場における女性の供給過多 (マリッジ・スクイズ)」により、結婚適齢期の男性の価値が高騰し、ダウリーの習慣の拡大や高額化につながったと指摘している。これらの要因が同時進行的に働き、ダウリー習慣の拡大や高額化につながっていると考えられる⁵⁾。

以上より、先行研究からインドでは現在、婚姻の際にダウリーを行うことが主流となっており、近年、ダウリーが更に拡大しつつあると推測することができる。

2.2 ダウリーの支払いに関連する要因

婚姻の際に行われる資産移転には、さまざまな要因が関係している。インドにおけるダウリー習慣は、マクロレベルでは結婚適齢期の男女の割合といった人口学的な要因、婚姻に対する願望やこだわりといった文化的価値観、そして、家族や婚姻に関する社会規範や社会制度などが関連している (Dalmia & Lawrence 2009)。まず、人口学的な要因として結婚適齢期の男女比を挙げることができる。これは、結婚市場における需給バランスを決定付けるものである。次に、文化的価値観については、例えば、インドでは一般的に婚姻相手は両親や祖父母によって決められている (Bhat & Halli 1999, Bloch & Rao 2002)。そして、両親、特に父親は自分の娘を嫁がせることを一種の社会的責務として認識している (謝 1990, Jaggi 2001, スパドラ 2005)。そのため、娘を嫁がせたい一心から高いダウリーを支払ってでも婚姻関係を結ばせたいと考える人々も多い。社会規範に関しては、婚姻相手との血縁関係の有無、そして婚姻に関する社会制度としては、一夫一妻制という婚姻形態、婚姻後の花嫁の相続権に関してや居住地の決定権 (父系社会か母系社会かで異なる) などが考えられる (Dyson & Moore 1983, Trautmann 1993)。こうした社会規範や社会制度は家族や親族のなかでの女性の役割や権利、義務を規定し、結果として生産活動における女性の家計に対する経済的な貢献度を左右することになる (Boserup et al. 1970, Botticini & Siow 2003)。このような要因はすべてダウリーの支払いと関係していると推測できる。これらに加えて、特に農村部では婚姻前年の気象条件もダウリーの支払いに影響を与える可能性がある (Brown 2009, Chan 2014)。洪水や旱魃に非常に脆弱である農村部は、洪水や旱魃が起きた際には所得減少につながりやすい。また、都市部と比べて収入が低い農村部では、資本市場へのアクセスがほとんどないため、所得の減少はダウリーの支払いを減少させる要因となる。

次に、ミクロレベルの要因として、夫婦及び夫婦の生家の特徴を挙げることができる。夫婦そして夫婦の生家の特徴としては、妻の婚姻時の年齢や夫婦の教育年数、夫婦の生家の家計の裕福度や両親の教育水準、そして社会階層が含まれる (Philips 2003, Kodoth 2008, Dalmia & Lawrence 2009, Jaggi 2001)。特に、花嫁が高齢になるにつれてダウリーの額が上昇するとインドでは多くの人々が信じているために、学校を退学させてでも若年のうちに娘を嫁がせようとする傾向がある (小林 2012)。また、インドでは一般的に花嫁の家族がより裕福な家庭に自分の娘を嫁がせ、婚姻後、娘がより良い生活を送ることができるようにするためにダウリーを実践している場合が多いとされている (Krishnaswamy 1995, Srinivasan & Lee 2004)。そのため、夫婦の特徴に加えて、生家の特徴もダウリーの支払いには深く関係していると考えられる。さらに、先行研究の中では、花婿の家族の社会階層、階級階層⁶⁾が高くなるほどダウリーの額は上昇することも示されている (Philips 2003, Kodoth 2008, Dalmia & Lawrence 2005)。

3 データ

本研究では、研究対象地として南インドに位置する AP 州をとり上げる。現在、AP 州でも全てのカーストの間でダウリーが行われているとされている (Vindhya 2000)。加えて、AP 州は家庭内暴力の問題も深刻であり、ダウリーによる女性の死者数がインドの州の中でも 4 番目に多く、ダウリーが原因となり女性が死に至る被害が大きい州の一つでもある (National Crime Records Bureau 2014)。また、AP 州は都市部と農村部の貧富の格差が非常に大きく、特に農村部には、長い間インドにおいて差別され続けてきた下位カーストやアウトカーストの人々が住んでいる地域が多い。貧困な世帯ほど女性が家庭において担う役割も大きく、女性の負担が重く、厳しい状況に置かれている (モーザ 1996)。更に、貧困であるが故に、経済的、そして社会的なストレスが蓄積され、家庭内暴力の問題に発展してしまう事例も、多々、存在する (Kishor & Johnson 2005)。このような状況を改善するために、AP 州政府は貧困層の女性を対象として、2000年より世界銀行の支援の下、大々的に女性の自助組織の形成を推進し、問題の解決に取り組んでいる。

本研究では、2004、2006、2007年に行われた家計調査によって得られたデータに基づき、分析を進める。これらの家計調査は女性の自助組織活動の貧困削減効果を明らかにするために実施されたものである。2004、2006年の家計調査は世界銀行が出資し、州都ハイデラバードの研究・教育機関 Centre for Economic and Social Studies (CESS) によって実施された。2004年の調査では256村にまたがる2,639家計 (41マンダ⁷⁾ル、256村) から情報を得ている。2006年はそのなかの2,517家計に対し、フォローアップを行っている (Deininger & Liu 2013a, Deininger & Liu 2013b)。前述したように AP 州で行われた自助組織活動は貧困世帯を対象としているため、家計調査のサンプリングは貧困層に比重が置かれている。具体的には、2000年に行われた事前の定性調査を基盤としたサンプリング方法、ベースライン調査で分類された4つの社会経済状況に基づく層化抽出法が採用されている。これらに加えて、2007年には University of Wisconsin-Madison と CESS によって、上述の調査から抽出された21マンダ⁷⁾ル84村の443家計に対し、より詳細な調査が実施された。2007年の家計調査には女性の婚姻習慣に関する情報も含まれている。例えば、ダウリーの実践に関する情報、婚姻前後の資産所有の状況、女性の意思決定に関する情報などである。

本研究では、2007年の調査対象である443家計のうち、夫婦ともに暮らしている415の既婚世帯のデータを用いる。なお、家計調査を行った際、婚姻習慣などの質問は女性 (妻) と男性 (夫) それぞれ別々に回答を得ており、回答を互いに知らせないという条件のもとで調査は行われている。

4 ダウリーの額に関連する要因の分析

4.1 記述統計

まず、AP州におけるダウリーの支払いの状況を表1にまとめる。表1では、婚姻年代毎に夫婦の特徴及びダウリーの支払いを行っている家計の割合、そして実際に支払いのあったダウリーの額の平均値が示されている。ダウリーの支払いのある家計の割合について見ると、1960年以前に結婚した家計の中でダウリーの支払いを行っている家計の割合は20%だったのに対して、1961年から1970年に結婚した家計の中での割合は27%に増加している。更に2001年から2006年に結婚した家計の中でダウリーの支払いを行っている家計の割合は44%となり、ほぼ半数の家計がダウリーの支払いを行っていたことになる。つまり、ダウリーの支払いを行う家計が年を追う毎に増加している。このことから、1961年にダウリーの支払いが法律で禁止されたにもかかわらず、禁止された後もAP州ではダウリーの実践が拡大していたことがわかる。

表1 夫婦の特徴及びダウリーの支払いがあった家計の割合

婚姻年代	サンプル サイズ	夫婦の特徴						男女差		ダウリー		
		年齢 (男性)	年齢 (女性)	婚姻年齢 (男性)	婚姻年齢 (女性)	教育 (男性)	教育 (女性)	年齢 (男性-女性)	教育 (男性-女性)	授受家計 の割合 (%)	名目値 (1000Rs)	実質値 (1000Rs)
		平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	
～1960	25	73.3	65.0	22.7	14.2	1.64	0.36	8.32	1.28	20.0	0.68	18.51
1961-1970	48	61.8	55.3	21.3	14.9	1.52	0.10	6.46	1.42	27.1	0.51	8.11
1971-1980	86	52.0	46.2	22.1	16.3	3.09	0.72	5.80	2.37	38.4	1.39	12.05
1981-1990	131	42.5	37.1	22.0	16.5	2.33	0.73	5.41	1.60	37.4	0.90	3.68
1991-2000	109	33.9	28.6	22.1	16.9	3.57	1.91	5.35	1.66	42.2	2.48	4.38
2001-2006	16	29.1	23.0	24.3	19.3	5.75	4.50	6.06	1.25	43.8	5.32	6.67
合計/平均	415	45.8	40.0	22.1	16.4	2.81	1.09	5.80	1.72	36.9	1.53	7.12

注) ダウリーの額の実質化は2006年を基準に行った。

出所) 2007年データより筆者作成 (2019)

女性の婚姻年齢に関しては、年々、上昇傾向にあり、1960年以前に結婚した女性の婚姻年齢の平均は14歳であったが、1971年以降に結婚した女性は平均が16歳以上に上昇している。また、2001年以降に結婚した女性は、平均が19歳以上と更に上昇している。そして、教育年数に関しても、婚姻年齢と同様に、年々、上昇傾向にある。1970年以前に結婚した男性は教育年数の平均は2年にも満たなかったが、2001年以降に結婚した男性の平均は約6年と増加している。また、女性の教育年数の平均は、1990年以前に結婚した女性の平均が1年にも満たなかった一方、2000年以降に結婚した女性の間では、約5年と急激に教育年数が増加している。

4.2 多変量解析

ダウリーの額に関連する多変量解析には、次のトービットモデルを用いる。

$$Value\ of\ Dowry_i^* = \beta_0 + X_{1i} \cdot \beta_1 + X_{2i} \cdot \beta_2 + \delta Z_i + \varepsilon_i, \quad \varepsilon_i \sim N(0, \sigma^2) \quad (1)$$

$$Value\ of\ Dowry = \begin{cases} Value\ of\ Dowry^* & \text{if } Value\ of\ Dowry^* \geq 0 \\ 0 & \text{if } Value\ of\ Dowry^* < 0 \end{cases} \quad (2)$$

ここで、*Value of Dowry* は婚姻時のダウリーの額（実質値：2006年価格）である。ダウリーの支払いを行わなかった家計に対しては、その額はゼロとなるため下限額はゼロである。説明変数である X_1 には、夫婦個人の特徴として、婚姻年代、婚姻年齢、教育水準、夫と妻の年齢の差、夫と妻の教育水準の差が含まれる。 X_2 には夫婦が暮らす世帯の特徴として、カースト、夫の生家の土地所有の有無、夫の生家が所有している土地の面積、2000年時点における社会経済状況が含まれる。そして、 Z は婚姻前年が多雨⁸⁾の年であったかどうかを示す

表2 説明変数の記述統計量（ダウリーの額に関連する要因）

	平均	標準偏差	最小値	最大値
サンプルサイズ=415				
婚姻年代ダミー (-1960)	0.06	(0.24)	0	1
婚姻年代ダミー (1961-1970)	0.12	(0.32)	0	1
婚姻年代ダミー (1971-1980)	0.21	(0.41)	0	1
婚姻年代ダミー (1981-1990)	0.32	(0.47)	0	1
婚姻年代ダミー (1991-2000)	0.26	(0.44)	0	1
婚姻年代ダミー (2001-2006)	0.04	(0.19)	0	1
夫婦の特徴				
妻の婚姻時の年齢	16.36	(2.48)	10	25
夫と妻の婚姻時の年齢の差	5.76	(2.86)	0	22
妻の教育水準	1.09	(2.65)	0	11
夫と妻の教育水準の差	1.72	(3.44)	-10	12
夫の生家の特徴				
log(農地面積)	0.70	(1.00)	-2.30	3.42
農地有家計 (=1)	0.71	(0.46)	0	1
所得による階層 (2000年時点)				
最貧困層 (=1)	0.37	(0.48)	0	1
貧困層 (=1)	0.31	(0.46)	0	1
準貧困層 (=1)	0.20	(0.40)	0	1
非貧困層 (=1)	0.12	(0.32)	0	1
カースト				
指定カースト (=1)	0.16	(0.37)	0	1
指定部族 (=1)	0.19	(0.39)	0	1
その他後進諸階級 (=1)	0.51	(0.50)	0	1
上記3カテゴリー以外 (=1)	0.14	(0.34)	0	1
気象条件				
多雨 (=1)	0.08	(0.28)	0	1

出所) 2004, 2006, 2007年データより筆者作成 (2019)

表3 ダウリーの額に関連する要因分析

被説明変数 ダウリーの額 (実質値 1000Rs)	モデル 1	モデル 2
夫婦の特徴		
妻の婚姻時の年齢	-1.325 (1.449)	-1.575 (1.422)
夫と妻の年齢の差	-1.420 (1.221)	-1.470 (1.209)
妻の教育水準	2.735** (1.333)	2.143* (1.293)
夫と妻の教育水準の差	0.658 (1.009)	0.225 (0.998)
夫の生家の特徴		
log (農地面積)	7.364 (4.477)	8.127* (4.362)
農地有家計 (=1)	23.697*** (8.351)	23.933*** (8.250)
所得による階層 (2000年時点)		
最貧困層 (=1)	-8.762 (13.138)	-5.439 (13.033)
貧困層 (=1)	-3.583 (12.649)	0.113 (12.420)
準貧困層 (=1)	-9.695 (11.838)	-7.310 (11.615)
カースト		
指定カースト (=1)	8.933 (12.338)	
指定部族 (=1)	-19.434 (15.104)	
その他後進諸階級 (=1)	-3.335 (10.448)	
気象条件		
多雨 (=1)	-37.752*** (13.648)	-38.458*** (13.272)
固定効果 (県)	あり	あり
固定効果 (婚姻年代)	あり	あり
固定効果 (婚姻年代×カースト)	なし	あり
Pseudo R2	0.019	0.024
サンプルサイズ	415	415

注1) 被説明変数はダウリーの額 (実質値)

注2) トービットモデルを使用。有意水準は ***1%, **5%, *10%

注3) 家計の社会経済状況のベースグループは非貧困層、カーストに関するベースグループは表に記載されている3カテゴリー以外のカーストグループ

ダミー変数, ε は誤差項である。分析で使用した説明変数の詳細は表2に記した。また、推計にあたっては、県（ディストリクト）レベルの固定効果をコントロールしている。

表3に実質値でのダウリーの額に関連する要因分析の推計結果を示す。まず夫婦の特徴を見ていくと、妻の教育水準が高くなるほど、花嫁側が花婿側に支払うダウリーの額が統計的に有意に増加している。本研究が対象にしているAP州の主に下位カーストの間では、花嫁の教育水準が高い家計は比較的裕福な家計であるため、花婿側からダウリーを要求された場合でも、その支払いに応じることができているからだと推測できる。続いて、夫の生家の特徴について見ると、夫の生家が農地を所有している場合、より多額のダウリーが支払われている。夫の生家による農地所有は家庭の裕福度を示す指標の一つであり、花嫁の両親が農地を持つ裕福な家計に娘を嫁がせたいと考え多額のダウリーを支払っている状況が推察される。こうした結果は、土地を十分に持っていない貧しい家計はダウリーを介さないで結婚するという Chaudhry & Mohan (2011), Srinivasan (2005) の指摘とも整合的である。

更に、2000年時点での社会経済状況をコントロールした上で、カーストによる違いを確認するとカーストによる統計的に有意な差異は見られない。もともとは上位カーストの人々で行われていたダウリーが、下位カーストにまで広がっている証左であるといえる。最後に、婚姻前年の気象条件については「多雨」を経験した家計ほどダウリーの額が統計的に有意に減少している。既存研究では、婚姻前年に「旱魃」を経験した家計ほどダウリーの額が減少するとされているが、我々のデータでは「多雨」の場合にも同様の結果となることが示された。

5 ダウリーの支払い額と家庭内暴力の頻度に関する分析

続いて、ダウリーの支払い及び額と家庭内暴力の頻度に関して分析を進める。家庭内暴力とは一般的に家庭内における夫婦や親子などの家族間での暴力を指すことが多く、身体に対する危害、精神的な圧迫、性的暴力、金銭的な虐待などが含まれている一方、普遍的な定義は存在しない。そのため、本研究では夫婦間で起こる暴力を家庭内暴力と定義し、分析を進める。本研究では、家庭内暴力の指標として、「どのぐらいの頻度で夫から叩かれているか?」という質問に対する回答を用いる。回答は、自己申告による4段階（3：いつも、2：頻繁、1：時々、0：なし）での回答である。また、2001年の回答は2004年のリコールクエスチョンによる回答である。なお、本分析では本研究で対象としている415家計の中でも、家庭内暴力の頻度に関する質問に対して、すべて（2001、2004、2006年）回答している2000年以前に結婚した既婚家庭375家計を使用している。以下、多変量解析に先立ち、記述統計の手法により、ダウリーの支払いの有無により家庭内暴力の頻度に違いがあるのかどうかを検証していく。

5.1 記述統計

表4は妻に対して「どのぐらいの頻度で夫から叩かれているか？」という質問に対する回答結果をまとめている⁹⁾。

表4 女性の婚姻年代別によるダウリーの支払いの有無と家庭内暴力の頻度との関係

婚姻年代 (女性)	すべて (サンプルサイズ=375)			ダウリー有 (サンプルサイズ=138)			ダウリー無 (サンプルサイズ=237)		
	2001	2004	2006	2001	2004	2006	2001	2004	2006
1960以前	0.52	0.39	0.35	0.00	0.00	0.50	0.63	0.47	0.32
1961-1970	0.24	0.20	0.31	0.00	0.00	0.33	0.33	0.27	0.30
1971-1980	0.38	0.28	0.47	0.33	0.30	0.60	0.40	0.26	0.40
1981-1990	0.54	0.34	0.47	0.52	0.38	0.31	0.55	0.31	0.57
1991-2000	0.59	0.35	0.62	0.57	0.34	0.64	0.60	0.36	0.60
平均	0.48	0.31	0.49	0.43	0.30	0.49	0.51	0.32	0.49

注1) 4段階 (3:いつも, 2:頻繁, 1:時々, 0:なし) での回答の平均

出所) 2004, 2006, 2007年データより筆者作成 (2019)

表4より2001年から2006年の平均的な変化を見てみると、2001年から2004年にかけて家庭内暴力の頻度が下がる一方、2004年から2006年にかけては頻度が上がっている。2001年以降、複雑な変化が起こっていることが見てとれる。次に、女性の婚姻年代による違いを確認すると、近年結婚した女性、つまり若い女性ほど高い頻度で家庭内暴力の被害にあう傾向があることがわかった。一方で、ダウリーの支払いの有無による家庭内暴力の頻度の違いに明確な差異は見受けられない。しかしながら、記述統計だけでその因果関係について結論づけることはできない。

5.2 多変量解析

次にダウリーの額と家庭内暴力の頻度との間の関係について多変量解析を用いて分析を進めていく。ダウリーの支払いと関連する要因は、家庭内暴力の頻度にも関連し、更にダウリーの支払い自体も家庭内暴力の頻度に影響を与えられ考えられる。そして、更に回帰分析を用いてダウリーの支払いと家庭内暴力の頻度との間の因果関係の推計を試みる際には、ダウリーの内生性の問題を考慮しなければならない (Zhang & Chan 1999, Bloch & Rao 2002, Srinivasan & Bedi 2007, Brown 2009, Chan 2014)。本研究では、内生性を考慮した推計を行うために操作変数法を使用する。ここで、操作変数とは、ダウリーの支払いには関係するが、家庭内暴力には直接、影響することがない変数でなければならない。本研究では、婚姻前年の「多雨」を操作変数として、ダウリーの支払いと夫から妻への暴力の頻度との因果関係の推計を行う。婚姻前年の気象条件は婚姻時のダウリーの支払いには影響を及ぼすものの、婚姻後数年以上経った調査時の家庭内暴力には直接の影響を与えないものと考えることができ

る。こうした理由により、婚姻前年の「多雨」は妥当な操作変数であるといえる。また、本研究のもうひとつの焦点である女性自助組織活動への参加の家庭内暴力への影響についても、女性自助組織活動への参加自体が内生変数であるため、別の操作変数を用いる。推計には操作変数を用いた二段階最小二乗法を使用する。

$$DV_i = \beta_0 + \gamma_1 SHG_i + \gamma_2 Value\ of\ Dowry_i + X_{1i} \cdot \beta_1 + X_{2i} \cdot \beta_2 + \varepsilon_i \quad (3)$$

ここで、 DV_i は家計 i における夫から妻への暴力の頻度である。説明変数のひとつである SHG_i は2004年時点での成熟した自助組織への参加を表すダミー変数（1：参加，0：不参加）である。 $Value\ of\ Dowry$ はダウリーの額（実質値：2006年価格）を表す。 X_1 、 X_2 は夫婦個人や世帯の特徴を表す変数である。 ε は誤差項を表す。分析で使用した説明変数の記述統計

表5 説明変数の記述統計量
(ダウリーと女性自助組織参加が家庭内暴力に及ぼす影響)

	平均	標準偏差	最小値	最大値
サンプルサイズ=375				
成熟した自助組織への参加 (=1)	0.40	(0.49)	0	1
ダウリーの額 (実質値 1000Rs)	5.95	(22.63)	0	254.24
婚姻年代ダミー (-1960)	0.06	(0.24)	0	1
婚姻年代ダミー (1961-1970)	0.12	(0.33)	0	1
婚姻年代ダミー (1971-1980)	0.21	(0.41)	0	1
婚姻年代ダミー (1981-1990)	0.33	(0.47)	0	1
婚姻年代ダミー (1991-2000)	0.27	(0.45)	0	1
夫婦の特徴				
妻の婚姻時の年齢	16.25	(2.42)	10	24
夫と妻の婚姻時の年齢の差	5.79	(2.83)	1	22
妻の教育水準	0.96	(2.50)	0	11
夫と妻の教育水準の差	1.74	(3.39)	-10	12
夫の生家の特徴				
log (農地面積)	0.90	(0.91)	-2.30	3.42
農地有家計 (=1)	0.71	(0.45)	0	1
所得による階層 (2000年時点)				
最貧困層 (=1)	0.37	(0.48)	0	1
貧困層 (=1)	0.31	(0.46)	0	1
準貧困層 (=1)	0.21	(0.41)	0	1
非貧困層 (=1)	0.12	(0.32)	0	1
カースト				
指定カースト (=1)	0.15	(0.36)	0	1
指定部族 (=1)	0.19	(0.39)	0	1
その他後進諸階級 (=1)	0.52	(0.50)	0	1
上記3カテゴリー以外 (=1)	0.13	(0.34)	0	1
気象条件				
多雨 (=1)	0.08	(0.28)	0	1
女性自助組織活動の有無				
プログラムマンダラ (=1)	0.73	(0.45)	0	1

出所) 2004, 2006, 2007年データより筆者作成 (2019)

表6 ダウリーと女性自助組織参加が家庭内暴力に及ぼす影響

被説明変数 家庭内暴力の頻度	最小二乗法			二段階最小二乗法		
	2001	2004	2006	2001	2004	2006
成熟した自助組織への参加 (=1)		-0.011 (0.064)	0.027 (0.084)		-0.733*** (0.259)	0.099 (0.267)
ダウリーの額 (実質値) × 10 ⁻³	-0.001 (0.001)	0.001 (0.001)	-0.001 (0.001)	-0.025** (0.012)	-0.024* (0.013)	0.007 (0.012)
婚姻年代 (-1960)	0.001 (0.203)	0.101 (0.194)	-0.171 (0.158)	0.027 (0.197)	0.150 (0.235)	-0.182 (0.157)
婚姻年代 (1961-1970)	-0.359** (0.160)	-0.163 (0.146)	-0.307** (0.141)	-0.255 (0.172)	-0.058 (0.183)	-0.341** (0.135)
婚姻年代 (1971-1980)	-0.236** (0.102)	-0.085 (0.089)	-0.145 (0.158)	-0.04 (0.136)	0.165 (0.137)	-0.213 (0.148)
婚姻年代 (1981-1990)	-0.075 (0.118)	-0.023 (0.081)	-0.144 (0.099)	-0.059 (0.125)	0.046 (0.102)	-0.155 (0.098)
<i>夫婦の特徴</i>						
妻の婚姻時の年齢	-0.005 (0.013)	-0.003 (0.018)	-0.009 (0.011)	-0.005 (0.016)	0.001 (0.020)	-0.010 (0.010)
夫と妻の年齢の差	0.006 (0.012)	-0.011 (0.010)	-0.021 (0.014)	0.005 (0.015)	-0.025 (0.017)	-0.017 (0.016)
妻の教育水準	-0.005 (0.019)	-0.014 (0.014)	-0.011 (0.018)	0.039 (0.033)	0.029 (0.030)	-0.025 (0.029)
夫と妻の教育水準の差	-0.006 (0.010)	-0.006 (0.008)	0.009 (0.013)	0.003 (0.010)	0.004 (0.011)	0.006 (0.011)
<i>夫の生家の特徴</i>						
log (農地面積)	-0.036 (0.040)	0.004 (0.037)	-0.012 (0.054)	0.029 (0.039)	0.101 (0.062)	-0.036 (0.062)
農地有家計 (=1)	0.041 (0.078)	-0.082 (0.065)	-0.036 (0.089)	0.126 (0.116)	0.033 (0.100)	-0.066 (0.110)
<i>所得による階層 (2000年時点)</i>						
最貧困層 (=1)	-0.103 (0.147)	-0.159 (0.156)	-0.117 (0.135)	-0.034 (0.179)	-0.007 (0.202)	-0.147 (0.103)
貧困層 (=1)	-0.085 (0.151)	-0.037 (0.157)	0.019 (0.119)	-0.060 (0.160)	0.022 (0.181)	0.008 (0.112)
準貧困層 (=1)	-0.263*** (0.090)	-0.188 (0.125)	-0.179 (0.151)	-0.302** (0.123)	-0.178 (0.151)	-0.171 (0.146)
<i>カースト</i>						
指定カースト (=1)	0.293*** (0.083)	0.095 (0.093)	0.262 (0.167)	0.311** (0.156)	0.168 (0.146)	0.250* (0.149)
指定部族 (=1)	0.407*** (0.130)	0.241 (0.147)	0.403*** (0.114)	0.267* (0.161)	0.429* (0.222)	0.415*** (0.140)
その他後進諸階級 (=1)	0.257** (0.099)	0.060 (0.111)	0.316*** (0.082)	0.229 (0.141)	0.132 (0.151)	0.315*** (0.091)
固定効果 (県)	あり	あり	あり	あり	あり	あり
標本数	375	375	375	375	375	375

注1) 被説明変数は4段階 (3:いつも, 2:頻繁, 1:時々, 0:なし) での回答

注2) 有意水準は***1%, **5%, *10%

注3) 結婚した年のベースグループは1991~2000年に結婚した人々, 家計の社会経済状況のベースグループは非貧困層, カーストに関しては表に記載されている3カテゴリー以外のカーストグループ

計量は表5に記した。また、推計にあたっては、県（ディストリクト）レベルの固定効果をコントロールしている。

表6ではダウリーと女性自助組織活動への参加が家庭内暴力に及ぼす影響に関する分析の推計結果を示している。まず、最小二乗法で行った分析結果では、女性の自助組織参加と家庭内暴力の頻度との関係の間に統計的に有意な差を見ることができない。ダウリーの額と家庭内暴力の頻度との関係にも同様の結果が見られる。しかし、ダウリーの額と女性自助組織参加の内生性を考慮した二段階最小二乗法を用いた分析結果からは、成熟した自助組織への参加と家庭内暴力との関係に関して2004年には自助組織への参加により、家庭内暴力の頻度が減少していることが確認できる。しかし、上述のような関係は2006年には見られなくなっている。佐藤、島村（2017）では、成熟した女性自助組織への参加は女性への本格的な融資活動が始まる2004年までは夫からの暴力行為を抑制する効果をもっていたが、女性への融資活動が始まるとその融資の用途を巡り夫婦間に軋轢が生じ、夫から妻への暴力行為が増加したとしている。本研究の分析結果もそうした分析結果と整合的に解釈することができる。次に、ダウリーの額と家庭内暴力との関係に関しては、2004年まではダウリーの額と家庭内暴力の頻度の間に統計的に有意な負の関係があることが示された。このことは十分な額のダウリーが支払われなかった場合には、より高い頻度で妻は夫から暴力の被害を受けていたことを意味している。Srinivasan & Bedi（2007）によって指摘されているように、花嫁側が花婿側に十分な額のダウリーを支払うことで、花嫁の嫁ぎ先の資源が増加し、男性の経済、社会的なストレスが軽減されたのではないかと推察できる。そして、ダウリーの支払いが拡大してきた理由の一つとして、花嫁の家族が婚姻後の暴力の被害を恐れるが故にダウリーの支払いを強要されている暗黙の強制力があつたことも推測できる。対照的に、上述のような関係は2006年には見られなくなっている。前述した女性自助組織への参加を通じて妻が外部の金融機関から借り入れできるようになり、そうした状況が夫と妻の関係により支配的な影響を与えるようになったと考えられる。

6 結 論

本研究では、インドにおいて深刻な問題である夫から妻への暴力行為と密接に関係しているとされるダウリー習慣をとり上げ、最初に AP 州におけるダウリーの支払いの実態を明らかにし、またダウリーの支払い額についての要因分析を行った。そして次に、ダウリーの支払い額と家庭内暴力の頻度との間の関係についても検証を行った。加えて、AP 州で2000年から大々的に推進された女性自助組織活動への参加と家庭内暴力の頻度との関係についても分析し、女性の自助組織活動への参加がダウリーと家庭内暴力との関係をどのように変化させたかを探った。

まず、ダウリーの支払いに関する分析では、1961年にダウリーが法律で禁止されたにもかかわらず、AP州の農村部ではダウリーの実践が拡大していることが確認された。特に指定カーストの間でダウリーの授受が拡大傾向にあることもわかった。次に、ダウリーの支払い額の要因分析からは妻の教育水準や、夫の生家の資産状況などが関連していることも明らかになった。そして、ダウリーの額と家庭内暴力の頻度との関係については、2004年までは統計的有意な負の関係が確認された。既存研究でもダウリーの支払い額が大きいほど家庭内暴力は減少するという関係が確認されており、こうした結果はダウリーの支払い目的が、新婦の両親による娘の婚姻後の家庭での「安全」を担保するためであるとする解釈がなされている。そして、成熟した自助組織活動への参加は、女性への本格的な融資活動が始まる2004年までは夫からの暴力行為を抑制していたが、女性への融資活動が始まると夫から妻への暴力行為を増加させている。

Bloch & Rao (2002) では、女性の生家が多額の資産を有している場合、夫が暴力行為を脅しに追加的な資産移転を要求していく様子が例示されている。本研究の分析結果は、自助組織への参加を通じた女性への融資が行われることで、同じような状況を生じさせた可能性を示唆している。インドの現政権は国民全員に銀行口座を持たせる政策 (Pradhan Mantri Jan-Dhan Yojana) などを実施し、主に貧困層への金融包摂 (Financial Inclusion) を積極的に推進している。しかし、女性の金融サービスへのアクセス強化によって、夫から妻への暴力行為の増加といった副作用が生じる可能性を、金融包摂や貧困撲滅を目指す政策立案者は強く認識すべきであろう。

注

本稿は、科学研究費補助金基盤研究(C) (課題番号22530248)、富士ゼロックス株式会社小林節太郎記念基金研究助成 (2014年) の研究成果の一部である。

- 1) ダウリーとして持参されるものには、家財や高価な衣服、宝石類、そして多額の現金が含まれる (Srinivas 1984)。
- 2) Basu (2009) によれば、ダウリー禁止法が制定、施行された後もダウリーの支払いは拡大していた。加えて、ダウリーに関係した暴力の問題も多発していた。そのため、インド政府は1983年と1986年に刑法を改正し、罰則を強化したが、改正後もその実効性は薄かった。
- 3) 上昇婚とは、新婦の家族の地位が新郎の家族の地位よりも劣位の場合、新婦が多くの資産を持参して嫁ぎ、自分の家族の地位を上昇させようとするものである。
- 4) プライド・プライスからダウリーへの移行理由についての詳細説明は本論文では割愛する。詳細については Srinivas (1984)、Rajaraman (1983) を参照のこと。
- 5) 一方で、マリッジ・スクイズによる現象は北インドには当てはまるが、南インドには当てはまらないという地域差があることを Dalmia & Lawrence (2009) は指摘している。ダウリーの実践は地域によって異なる傾向があるため、地域ごとにダウリーの実践の実態を正確に捉えていく必

要がある。

- 6) ここで、社会階層はカーストを指し、階級階層は賃金労働を基盤として形成される階層のことを指す。
- 7) マンダル (mandal) は村 (village) と県 (district) の中間に存在する行政区分のことを指す。
- 8) 本研究では、分析に使用している世帯の婚姻前年である1945年から2004年までの降水量の上位10%を「多雨」と定義している。
- 9) 女性の自助組織参加と家庭内暴力に関する記述統計は佐藤、島村 (2017) を参照のこと。
- 10) 内生性の問題を引き起こす主な理由は、欠落変数バイアスの存在である。そのため、ダウリーの支払いが家庭内暴力の頻度に直接影響しているのではなく、説明変数として含まれていない他の要因がダウリーの支払い、そして家庭内暴力の頻度に影響し、推計を過少もしくは過大なものになっている可能性が否定できない。
- 11) 先行研究の中では、ダウリーの操作変数として、両親の教育や未婚の姉妹の人数、そして収入に対する一時的なショックが使われている (Zhang & Chan 1999, Brown 2009, Chan 2014)。
- 12) 操作変数の詳細についても佐藤、島村 (2017) を参照のこと。
- 13) 成熟した自助組織とは自助組織設立から2年以上活動を続けている自助組織を指す。

参 考 文 献

- Anderson, S. (2007). "The Economics of Dowry and Brideprice." *The Journal of Economic Perspectives*, 21(4), 151-174.
- Basu, S. (2009). "Legacies of the Dowry Prohibition Act in India: Marriage Practices and Feminist Discourses." In *Dowry, Bridging the Gap between Theory and Practice*, edited by Tamsin Bradley, T., Subramaniam, M., & Tomalin, E. Zed Books Ltd, 177-196.
- Bhat, P. M., & Halli, S. S. (1999). "Demography of Brideprice and Dowry: Causes and Consequences of the Indian Marriage Squeeze." *Population studies*, 53(2), 129-148.
- Billig, M. S. (1992). "The Marriage Squeeze and the Rise of Groomprice in India's Kerala State." *Journal of Comparative Family Studies*, 23, 197-216.
- Bloch, F., & Rao, V. (2002). "Terror as a Bargaining Instrument: A Case Study of Dowry Violence in Rural India." *American Economic Review*, 93(4) 1029-1043.
- Boserup, E., Kanji, N., & Tan, S. F. (1970). *Woman's Role in Economic Development*. Earthscan.
- Botticini, M., & Siow, A. (2003). "Why Dowries?," *American Economic Review*, 93(4), 1385-1398.
- Bradford, N. J. (1985). "From Bridewealth to Groom-Fee: Transformed Marriage Customs and Socio-Economic Polarisation amongst Lingayats." *Contributions to Indian Sociology*, 19(2), 269-302.
- Brown, P. (2009) "Dowry and Intrahousehold Bargaining: Evidence from China," *Journal of Human Resources*, 44, 24-46.
- Caldwell, J. C., Reddy, P. H., & Caldwell, P. (1983). "The Causes of Marriage Change in South India." *Population studies*, 37(3), 343-361.
- Chan, W. (2014). "Marital Transfers and the Welfare of Women." *Oxford Economic Papers*, gpu023.
- Chaudhry, S., & Mohan, T. D. (2011). "Of Marriage and Migration Bengali and Bihari Brides in a UP Village." *Indian Journal of Gender Studies*, 18(3), 311-340.

- Dalmia, S., & Lawrence, P. G. (2005). "The Institution of Dowry in India: Why It Continues to Prevail." *The Journal of Developing Areas*, 38(2), 71-93.
- Dalmia, S., & Lawrence, P. G. (2009). "Trends and Patterns in Dowry Transactions: Evidence from North and South India." In *Dowry, bridging the gap between theory and practice*, edited by Tamsin Bradley, T., Subramaniam, M., & Tomalin, E. Zed Books Ltd, 115-144.
- Das, S. (2015). "The Effect of the Adoption of a Pro - Women Domestic Violence Policy on Dowry Violence: Empirical Evidence from India." *Economic Record*. 91(S1), 78-93.
- Deininger, K. & Y. Liu, (2013a). "Economic and Social Impacts of an Innovative Self-Help Group Model in India." *World Development* 43, 149-163.
- Deininger, K. & Y. Liu, (2013b). "Evaluating Program Impacts on Mature Self-Help Groups in India." *World Bank Economic Review* 27: 2, 272-296.
- Dyson, T., & Moore, M. (1983). "On Kinship Structure, Female Autonomy, and Demographic Behavior in India." *Population and Development Review*, 35-60.
- Epstein, T. S. (1973). *South India: Yesterday Today and Tomorrow: Mysore Villages Revisited*.
- Ifeka, C. (1989). "Hierarchical Woman: The Dowry System and its Implications among Christians in Goa, India." *Contributions to Indian Sociology*, 23(2), 261-284.
- Jaggi, T. (2001). "The Economics of Dowry: Causes and Effects of an Indian Tradition." *University Avenue Undergraduate Journal of Economics*, 5(1), 2.
- Kapadia, K. (1993). "Marrying Money: Changing Preference and Practice in Tamil Marriage." *Contributions to Indian Sociology*, 27(1), 25-51.
- Kishor, S., & Johnson, K. (2005). "Women at the Nexus of Poverty and Violence: How Unique is Their Disadvantage?." *A Focus on Gender: Collected Papers on Gender Using DHS Data*, 147-79.
- Kodoth, P. (2008). "Gender, Caste and Matchmaking in Kerala: A Rationale for Dowry." *Development and Change*, 39(2), 263-283.
- Krishnaswamy, S. (1995). "Dynamics of Personal and Social Factors Influencing the Attitude of Married and Unmarried Working Women towards Dowry." *International Journal of Sociology of the Family*, 25, 31-42.
- National Crime Records Bureau. (2014). "Crimes against Women (Chapter5)." In *Crime in India Delhi: Government of India, Ministry of Home Affairs*
- Osella, F., & Osella, C. (2000). *Social Mobility in Kerala: Modernity and Identity in Conflict*. Pluto Press.
- Philips, A. (2003). "Stridhanam: Rethinking Dowry, Inheritance and Women's Resistance among the Syrian Christians of Kerala." *Anthropologica*, 245-263.
- Puhazhendi, V. & Satyasai., K.J.S. (2000). *Microfinance for Rural People: An Impact Evaluation*, Mumbai: NABARD.
- Puhazhendi, V. & Badatya., K. C. (2002). *SHG-Bank Linkage Programme for Rural Poor: An Impact Assessment*, Mumbai: NABARD.
- Rajaraman, I. (1983). "Economics of Bride-Price and Dowry." *Economic and Political Weekly*, 275-279.
- Rao, V. (1993). Dowry "'Inflation' in Rural India: A Statistical Investigation." *Population Studies*, 47(2), 283-293.

- Srinivas, M. N. (1984). "Some Reflections on Dowry." Delhi: *Centre for Women's Development Studies*. Oxford University Press.
- Srinivas, M. N. (1989). *The Cohesive Role of Sanskritisation and Other Essays*. Oxford: Oxford University Press.
- Srinivasan, S. (2005). "Daughters or Dowries? The Changing Nature of Dowry Practices in South India." *World Development*, 33(4), 593-615.
- Srinivasan, S., & Bedi, A. S. (2007). "Domestic Violence and Dowry: Evidence from a South Indian Village." *World Development*, 35(5), 857-880.
- Srinivasan, P., & Lee, G. R. (2004). "The Dowry System in Northern India: Women's Attitudes and Social Change." *Journal of Marriage and Family*, 66(5), 1108-1117.
- Stone, L., & James, C. (1995). "Dowry, Bride-Burning, and Female Power in India." *Women's Studies International Forum*, 18(2), 125-134.
- Tankha, A. (2012). *Banking on Self-Help Groups Twenty Years on*. SAGE Publications India.
- Trautmann, T. R., (1993) "The Study of Dravidian Kinship." *In Family, kinship and marriage in India*. Edited by Uberoi, P. Delhi: Oxford University Press.
- Vindhya, U. (2000). "Dowry Deaths" in Andhra Pradesh, India Response of the Criminal Justice System. *Violence against Women*, 6(10), 1085-1108.
- Zhang, J., & Chan, W. (1999). "Dowry and Wife's Welfare: A Theoretical and Empirical Analysis." *Journal of Political Economy*, 107(4), 786-808.
- 小林磨理恵 (2012) 「インドにおける「結婚持参金(ダウリー)問題」の諸相」, 『Quadrante: クアドランテ: 四分儀: 地域・文化・位置のための総合雑誌』, (14), 159-173.
- 佐藤希, 島村靖治 (2017) 「女性の自助組織活動と家庭内暴力ー南インドにおけるダウリーを考慮した分析ー」. 『国民経済雑誌』, 215(6), 47-64.
- 謝秀麗 (1990) 『花嫁を焼かないで: インドの花嫁持参金(ダウリー)殺人が問いかけるもの』. 明石書店
- スバドラー・ブタリアー著 鳥居千代香訳 (2005) 『ダウリーと闘い続けてーインドの女性と結婚持参金』 柘植書房新社
- 竹中千春 (2002) 「ジェンダー研究と南アジア」長崎暢子編『現代南アジア1 地域研究への招待』東京大学出版会, 237-255.
- 松井やより (1987) 『女たちのアジア』岩波新書
- モーザ キャロライン著 久保田賢一・久保田真弓訳 (1996) 『ジェンダー・開発・NGOー私たち自身のエンパワーメント』新評論